

令和8年3月17日

組合員・利用者 各位

花巻農業協同組合

法人格のない団体の口座開設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、振り込め詐欺、盗難カード等による貯金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会問題になっており、JAに対しても「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

このような背景から、当組合では令和8年4月1日より法人格のない団体の口座開設をされる皆様に以下の確認をさせていただきます。組合員・利用者の方々にはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※確認の結果、団体名義での口座開設のお申し込みを受付いたしかねる場合がありますのでご了承ください。

記

<確認事項>

1. 団体としての組織を備えていること
2. 多数決の原則が行われていること
3. 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること
4. その組織において代表の選任、総会の運営、財産の管理方法が定められていること
5. 構成員に共有持分権・分割請求権がある旨が定められていないこと

※お持ちいただく書類等をご提出いただけない場合は、口座開設のお申し込みを受付いたしかねます。ご了承ください。

お持ちいただく書類等 ※1	
①	団体の規約または会則
②	団体の総会議事録、総会資料
③	団体の活動実績が分かる資料 ※2
④	団体の収支報告書 ※2
⑤	団体の役員名簿（「団体の代表者様の証明」があるもの） ※3
⑥	ご来店者様の本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きの証明書類） ※4

- ※1 いずれの書類も原本をご用意ください。写しを取得後お返しします。
上記は一例です。お手続きの内容またはご来店される方によって、必要な書類は異なります。
- ※2 これから団体活動を開始する場合は不要です。
- ※3 「団体の代表者様の証明」とは、役員名簿余白へ「上記内容について事実と相違ありません」と記入のうえ、代表者様の「役職・氏名・住所・生年月日・電話番号」を自署することを指します。役員名簿を作成していない場合は、当組合様式の団体役員名簿へご記入いただきます。
- ※4 口座開設に来店される方（代表者様、または取引担当者様）の本人確認書類をお持ちください。

ご留意事項

- 口座名義
規約または会則に記載の名義とさせていただきます。
- 口座の代表者
規約または会則、総会議事録等に記載の団体の代表者の方を代表者とさせていただきます。
- 審査期間について
口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに2週間～1ヵ月間程度お時間をいただくことがございます。
※審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
※別途、追加で書類の送付等をお願いする場合がございます。
- 解約について
口座開設後、開設目的に沿わない利用が確認された場合は、やむをえず解約させていただきます。

以上